

京都市告示第634号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の「控除対象寄附金」の欄に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が「適用区分」の欄に定める期間に支出したものとします。

令和5年2月8日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
学校法人京都文教学 園に対する寄附金	京都市左京区岡崎円勝寺町 5番地	当該法人の 主たる目的 である業務	令和5年1月1日以 後に支出された寄附 金

(行財政局税務部税制課)